

## 地方独立行政法人下関市立市民病院職員退職手当規程

平成24年4月1日  
規程第22号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員就業規則（平成24年規程第6号。以下「就業規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

## (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常時勤務する職員（就業規則第23条第1項の規定により採用された者及び地方独立行政法人下関市立市民病院有期雇用職員就業規則（平成24年規程第7号）の適用を受ける者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

## (退職手当の支払)

第4条 この規程の規定による退職手当は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第17条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第19条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

## (一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

## (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料日額の21日分に相当する額とし、職員が退職の日において、休職、停職、減給その他の事由によりその給料の全部又は一部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第20条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

## (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第22条第1項の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

## (整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 就業規則第24条第9号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した

者又は25年以上勤続して退職した者（就業規則第22条第1項第2号の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程（平成24年規程第17号。以下「給与規程」という。）の改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第18条第5項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第18条第9項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第20条第1項若しくは第22条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第19条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第18条第5項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

## (3) 前2号に掲げる在職期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

## (勸奨の要件)

第12条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

## (退職手当の基本額の最高限度額)

第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第14条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第14条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第14条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第9条第1項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

## (退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第15条第1項の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び結核性疾患による休職を除く。）、就業規則第56条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 前項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 職員が労働組合の業務に専ら従事する場合における休職により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（就業規則第49条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（地方独立行政法人下関市立市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程（平成24年規程第第13号）第14条に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該

---

 休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 3 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職したものとみなす。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表1に定めるとおりとする。
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

## (一般の退職手当の額に係る特例)

- 第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額合計額とする。

 (勤続期間の計算)
 

---

- 
- 第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
  - 3 職員が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
  - 4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（職員が労働組合の業務に専ら従事する場合又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
  - 5 医師である職員が、理事長の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて、職員以外の国、地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）又はこれらに準ずる団体で理事長が認める団体（以下「一般地方独立行政法人等」という。）の職員となった場合で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となった場合に、他の一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員として引き続いた在職期間の終期までの期間は、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。
  - 6 医師である特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
  - 7 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、下関市職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の下関市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、過去においてこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
  - 8 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に下関市職員として在職し、同項の規定により引き続いて職員となった者に対する前項の規定の適用については、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを下関市長の要請に応じ職員となるため退職したこととみなす。
  - 9 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、
-

第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては1年未満) の場合には、これを1年とする。

10 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第19条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額が、これらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分(就業規則第56条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者

(2) 就業規則第24条第7号の規定により解雇された者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分の名あて人の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法(明治29年法律第89号)第98条の規定による公示送達の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、当該公示送達の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分の名あて人に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事事件訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人に対す

る信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする

処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 就業規則第23条に規定する再雇用職員が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 4 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
  - 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し、第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 4 第20条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第24条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額

---

の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第20条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第20条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第21条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当

---

の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分の名あて人が相続又は遺贈により取得をした、又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第20条第2項及び第23条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(下関市立市民病院退職手当審査会)

第26条 理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、下関市立市民病院退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 理事長は、第22条第1項第3号若しくは第2項、第23条第1項、第24条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。
- 3 審査会は、第22条第2項、第24条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分の名あて人から申立てがあつた場合には、当該者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分の名あて人又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第27条 職員が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(補則)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるもののほか、下関市退職手当支給条例（平成17年下関市条例第61号）その他下関市の関係例規及び通知等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(法人移行職員に係る在職期間の計算)
- 2 法人の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項の規定により下関市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）の在職期間について、当該職員の下関市職員としての引き続いた在職期間は法人職員としての引き続いた在職期間とみなす。

---

(経過措置)

- 3 当分の間、施行日以後に20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 法人移行職員が退職した場合において、その者が施行日の前日に下関市職員として現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして下関市退職手当支給条例（平成24年3月31日現在の内容のものに限る。）の規定により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この規程の規定にかかわらず、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、移行により職員となった者であって退職したもののうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得したものは、下関市退職手当支給条例第16条に規定する失業者の退職手当の額に相当する退職手当は支給しない。

附 則（令和3年10月28日一部改正）

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和7年6月19日一部改正）

この規程は、令和7年6月19日から施行し、改正後の地方独立行政法人下関市立市民病院職員退職手当の規定は、令和7年6月1日から適用する。

## 別表1（第16条関係）

ア 平成8年4月1日から平成17年2月12日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職務の級
第1号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの (2) 平成8年4月1日から平成17年2月12日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年下関市条例第21号。以下「合併前の旧下関市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第2号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの (2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第3号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第4号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (3) 平成8年4月1日から平成17年2月12日までの間において適用されていた菊川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年菊川町条例第14号)、豊田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年豊田町条例第18号)、豊浦町一般職の職員の給与に関する条例(昭和41年豊浦町条例第1号)又は一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年豊北町条例第8号)(以下これらの条例を「合併前の旧4町給与条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第5号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第6号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者

	<p>でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第7号区分	<p>(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(2) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(5) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成17年2月13日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職務の級
第1号区分	<p>(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成17年2月12日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年下関市条例第21号。以下「合併前の旧下関市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p>
第2号区分	<p>(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち理事長の定めるもの</p> <p>(2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p>
第3号区分	<p>(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p>

	(3) 平成8年4月1日から平成17年2月12日までの間において適用されていた菊川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年菊川町条例第14号)、豊田町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年豊田町条例第18号)、豊浦町一般職の職員の給与に関する条例(昭和41年豊浦町条例第1号)又は一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年豊北町条例第8号)(以下これらの条例を「合併前の旧4町給与条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第5号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第6号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第7号区分	(1) 合併前の旧下関市給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの (2) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 合併前の旧4町給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (4) 合併前の旧下関市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (5) 合併前の旧4町給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職務の級
第1号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち理事長の定めるもの又は5級であったもの

	(2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例」という。）別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第2号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち理事長の定めるもの (2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第5号区分	平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第6号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第4医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第5医療職給料表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (4) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第7号区分	(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

	<p>(2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第4医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第4医療職給料表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

エ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職務の級
第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち理事長の定めるもの又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例」という。）別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち理事長の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第3医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後平成19年3月31日以前の給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>

	もの
第 5 号区分	平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 1 行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
第 6 号区分	(1) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 3 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (2) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 4 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (3) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 5 医療職給料表 (四) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (4) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 1 行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 7 号区分	(1) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 3 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもの (2) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 4 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの (3) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 4 医療職給料表 (四) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級又は 4 級であったもの (4) 平成 18 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日以前の給与条例別表第 1 行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

## オ 平成 24 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分について

区分	職務の級
第 1 号区分	平成 24 年 4 月 1 日以後に適用されている地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程 (以下「平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程」という。) 別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったものうち理事長の定めるもの又は 5 級であったもの
第 2 号区分	(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 1 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。) のうち理事長の定めるもの (2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの

第 3 号区分	<p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 1 号区分の項第 2 号及び第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 3 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの</p>
第 4 号区分	<p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 2 医療職給料表 (二) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 3 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p> <p>(4) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 2 医療職給料表 (二) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 3 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの</p>
第 6 号区分	<p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 2 医療職給料表 (二) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 3 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p> <p>(4) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 1 医療職給料表 (一) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもの</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 2 医療職給料表 (二) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 3 医療職給料表 (三) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p> <p>(4) 平成 24 年 4 月 1 日以後の給与規程別表第 4 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの</p>
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者